

神奈川県立厚木清南高等学校 令和8年度不祥事ゼロプログラム

1 趣旨

- (1) 不祥事の未然防止を図る。
- (2) 不祥事防止の観点から、課題を抽出し、課題ごとの目標設定及び目標達成のための行動計画を定める。
- (3) 職員全員参加でこのプログラムを策定し、継続的に実施し、検証を行う。

2 課題と目標(達成すべき内容)

|   | 課題                                 | 目標(達成すべき内容)  | 検証 |   |
|---|------------------------------------|--|----|---|
|   |                                    |  | 1  | 2 |
| 1 | 法令遵守意識の向上                          | ○高い倫理観の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶、服務規律の徹底。                  |    |   |
| 2 | 職場のハラスメント防止                        | ○パワハラ・セクハラ・マタハラ等を未然に防止し、働きやすい職場づくりを推進する。                 |    |   |
| 3 | 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止            | ○人権尊重の意識を高め、生徒へのわいせつ・セクハラ行為等が起こらないようにする。                 |    |   |
| 4 | 体罰、不適切な指導の防止                       | ○人権尊重の意識を高め、体罰、不適切な指導が起こらないようにする。                        |    |   |
| 5 | 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止 | ○入学者選抜、成績処理、進路関係書類等作成及び取り扱いに係る不祥事を防止する。                  |    |   |
| 6 | 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策                | ○情報セキュリティ対策の確認を定期的に実施し、個人情報流出を未然に防止する。                   |    |   |
| 7 | 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守        | ○交通事故・酒酔い運転・酒気帯び運転を未然に防止する。<br>○交通安全教育を推進する立場であることを自覚する。 |    |   |
| 8 | 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)   | ○業務執行体制を整え、不祥事を防止する。<br>○働き方改革推進により、生徒支援を充実させる。          |    |   |
| 9 | 財務事務等の適正執行                         | ○適正な私費の徴収・執行を行う。   |    |   |

(検証欄:○=実施)

3 行動計画

(1) 「不祥事防止会議」体制

- ① 運営会議の構成員を以て不祥事防止会議とする。
- ② 不祥事防止会議の事務局は学校管理運営グループとする。
- ③ 不祥事防止会議は月1回のペースで開催する。(運営会議)
- ④ 不祥事防止研修は月1回のペースで全職員対象に行う。
- ⑤ 上記④以外に、不祥事防止会議と不祥事防止研修を必要に応じて行う。

(2) 課題についての取り組み

- ① すべての課題  
「教育委員会・不祥事ゼロ運動」に係る職員啓発資料等を活用して、全職員対象の不祥事防止研修を中心に取り組む。
- ② 課題1 教職員倫理指針やコンプライアンスマニュアルの内容について、教職員の共通理解を図る。
- ③ 課題2 ハラスメントに関する意識を高める。管理職に相談しやすい環境を整える。
- ④ 課題3、4 人権尊重の意識を高めるための研修を実施する。
- ⑤ 課題5 マニュアルを全職員で確認し、定められた手順通りの対応となるよう研修を行う。過去の事故事例等を紹介し、同じ轍を踏まないよう意識を高める。

- 課題8 「業務執行体制の確保等」…年1回以上の履修指導研修会を実施する。  
「個人情報の発送時・配付時に複数人でのチェックを行う。」  
「業務多忙やストレスによる事故のリスクを減らすため、働きやすい職場づくりを推進する。」

(3) 不祥事防止会議・不祥事防止研修予定

|     |  |
|-----|--|
| 4月  | 不祥事防止会議 4/1→不祥事防止研修(全 4/10・定 5/8・通 4/15)<br>○児童・生徒の個人情報の取扱い              |
| 5月  | 不祥事防止会議 4/23→不祥事防止研修(全 5/26・定 5/26・通 5/13)<br>○わいせつ・セクハラ行為の防止            |
| 6月  | 不祥事防止会議 5/21→不祥事防止研修(全 6/23・定 6/12・通 6/10)<br>○定期試験・成績処理の事故防止            |
| 7月  | 不祥事防止会議 7/2→不祥事防止研修(全 7/21・定 7/10・通 7/16)<br>○体罰・不適切な指導の防止               |
| 8月  | 不祥事防止会議 8/27→不祥事防止研修(全 9/17・定 9/17・通 9/10)<br>○服務規律の遵守                   |
| 9月  | 不祥事防止会議 8/27→不祥事防止研修(全 9/17・定 9/17・通 9/10)<br>○個人情報の適切な取り扱い、情報セキュリティ     |
| 10月 | 不祥事防止会議 10/8→不祥事防止研修(全 10/20・定 10/16・通 10/22)<br>○適切な私費会計の取扱い            |
| 11月 | 不祥事防止会議 11/12→不祥事防止研修(全 11/24・定 11/20・通 11/26)<br>○飲酒運転の根絶               |
| 12月 | 不祥事防止会議 12/10→不祥事防止研修(全 12/22・定 12/18・通 12/24)<br>○入学者選抜の事故防止            |
| 1月  | 不祥事防止会議 1/21→不祥事防止研修(全 1/26・定 2/5・通 2/4)<br>○職場のハラスメントの防止                |
| 2月  | 不祥事防止会議 2/25→不祥事防止研修(全 3/16・定 3/12・通 3/10)<br>○コンプライアンス意識の醸成             |
| 3月  | 不祥事防止会議 2/25→不祥事防止研修(全 3/16・定 3/12・通 3/10)<br>○風通しの良い職場づくり(適切な業務執行体制の整備) |

4 検証

設定した目標に沿って、プログラムを実行し、次に示す時期に検証を行う。検証の結果、達成度が低い場合は対応策を検討し、達成度が上がるよう、再度、行動計画を設定し直す。

- (1) 第1回検証…8月
- (2) 第2回検証…2月

5 実施結果

4の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめる。

6 次年度プログラムの作成

4の検証を踏まえ、次年度「不祥事ゼロプログラム」を作成する。

7 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。決裁となったゼロプログラムの計画と報告は、所定の日までに本校ホームページに掲載する。